

労働組合の役割を發揮し 賃上げ実現で生活改善を

賃金改善で 経営の健全な 発展を

経営者のなかには、「診療報酬改定」や「医師・看護師不足」、「経営の先行き不安」などを口実に、賃上げの抑制、一時金や退職金を見直しする動きもありますが、これでは、本当の経営改善につながりません。

事業計画や予算は、まともな賃金と労働条件の保障を前提に、たてられるべきです。それでこそ必要な人材が確保され、経営の健全な発展も可能となるからです。

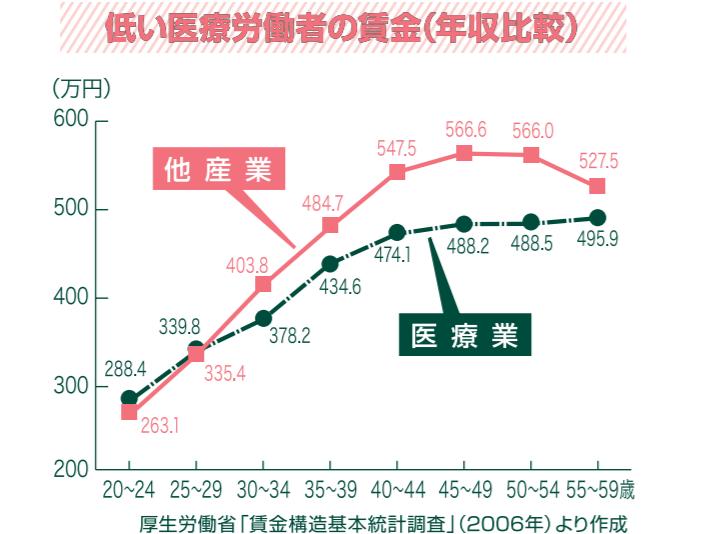
賃上げは、医師・看護師の離職を防止し、仕事に対する意欲を高め、生活改善と経営安定につながる、ここに確信をもって'08年春闘に臨むことが大切です。

賃上げ、 ポイント賃金、 最賃

第1に、生活実態やアンケート結果などをもとに、誰でも1万円以上の賃上げをめざします。また、パート労働者は時間給100円以上の引き上げをめざします。第2に、看護師・介護福祉士・高卒者を基準とした「初任給・年齢別ポイント」賃金の改善をはかります。第3に、企業内最低賃金協定の締結・改善をはかります。

すべての組合が、「要求提出」「ストライキ権確立」「回答引き出し」によります。回答指定日には、「賃上げ」「増員」「医療改善」などの回答を引き出し、翌日に全国統一ストライキを配置します。

病院で働く看護師・准看護師の最低賃金の制度化や、医療職場への「成果主義」「業績評価」の導入を許さないとりくみを強めます。



日本医労連統一要求(案)

- 「誰でも1万円以上の賃上げ」
- 「パート労働者
「時間給誰でも100円以上の引き上げ」

● 「年齢別ポイント賃金の要求額」

看護師	介護福祉士	高卒者
21歳 220,000円以上	20歳 200,000円以上	18歳 180,000円以上
35歳 350,000円以上	35歳 340,000円以上	35歳 330,000円以上
50歳 450,000円以上	50歳 440,000円以上	50歳 430,000円以上

● 「企業内最低賃金協定の要求額」

看護師	ヘルパー	誰でも
月額 220,000円以上	月額 180,000円以上	月額 180,000円以上
日額 10,000円以上	日額 8,200円以上	日額 8,200円以上
時間額 1,400円以上	時間額 1,200円以上	時間額 1,200円以上



仕事と職場をチェックし 働きつけられる職場づくりを

仕事と職場の 総点検・ 改善運動

経営者に、労働基準法をまもらせ、労働条件を改善していくことは、労働組合の大重要な役割です。
'08年春闘の重点として、①長時間労働の規制、不払い時間外労働の根絶、②違法な宿日直の改善、③全職種の増員・欠員補充、④労使合意事項の協定化と遵守、⑤権利の取得と拡大を重視します。

とくに、深夜・交替制勤務の改善を求め、長時間夜勤・2交替制勤務の導入・拡大を許さないとりくみを進めます。

経営者が労働基準法や労働協約に違反し、是正・改善をしない場合は、労働基準監督署への摘発など、社会的制裁を含むとりくみを進めます。労使で合意した労働条件は必ず協定化し、厳守させるとりくみを強めます。

「直営原則」「直接雇用」を守る立場から、業務委託・派遣労働の導入・拡大に反対します。

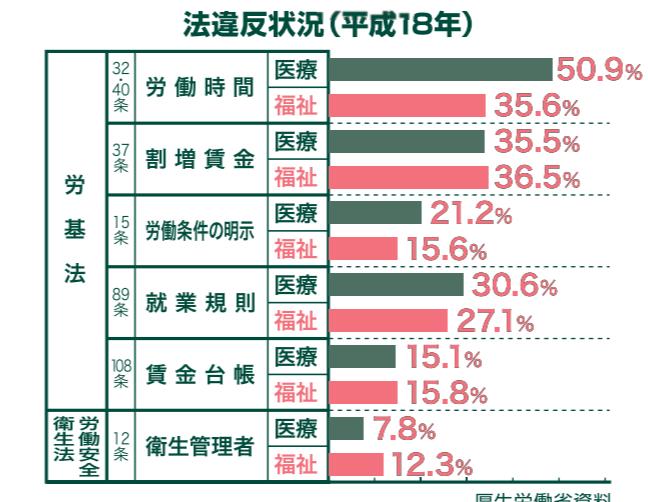
一方的な人員削減や転籍・出向などを許さない「事前協議制」を確立します。

「働くルール」確立、 次世代育成支援

労働法制改悪に反対し、「働くルール」の確立を求める運動を強めます。第2次「働くルール確立署名」にとりくみ、
①長時間労働の規制、解雇規制の整備、派遣労働法の改善、
②最低賃金法の抜本改正、均等待遇の実現、有期雇用の制限などを求め、共同の国会要請を進めます。

次世代育成支援対策推進法や雇用機会均等法など学習し、経営者に実施を求めます。母性保護の点検活動と権利取得の運動を強めます。育児休業や介護休業の取得、院内保育所の拡充などのとりくみを進めます。

医療機関の81%、福祉施設の78%に 労働法違反



業務委託は大問題!

- ①業務委託は、営利業者に医療に関する業務を任せということであり、医療機関としての業務に対する「責任」が低下します。
- ②病院給食業務委託の「質の低下」は明白です。また、臨床検査や医事などでも医療機関側の主体性が低下し、医療機関として必要な人材が育ちません。
- ③労働組合は組合員を減少させるとともに、その現場の情報が入らなくなります。また、下請け派遣労働者の低賃金も賃下げの圧力になります。

対応の見本

直営による各業務の改善・充実をめざすとともに、日本医労連の大会方針に沿って業務委託に反対し、たたかいます。

命の格差を許さない 地域医療の確保へ共同を

医療費削減を 許さず、 制度改善を

政府は「医療制度改革法」によって、患者負担の引き上げ、都道府県「医療費適正化計画」策定、75歳以上の高齢者を対象とした「後期高齢者医療制度」創設、療養病床の6割削減などを進めています。

これらは、医療費の伸びを強引に抑制することであります。各都道府県に「医療費削減競争」を強制し、医療に格差をもつこみ、生活基盤の弱い高齢者の生存権を脅かすものです。

「後期高齢者医療制度」は中止・撤回を求めます。政府の医療改悪に反対し、「08年診療報酬改定での引き上げ、医療・社会保障予算の増額、制度の改善・充実をめざす運動にとりくみます。

国公立・公的医療機関の整理「合理化」の動きが強まっています。また、医師不足や療養病床削減によって、診療科の閉鎖や病院の統廃合も広がっています。

地域医療を崩壊させる整理「合理化」計画、病院の統廃合に反対し、「地域医療・雇用・組織」を守る運動を強めます。

'08年春闘では、
①患者・住民の医療要求にもとづく医療改善、
②患者・住民・団体・都道府県医労連が連携し、病院・地域医療を「守る会」の結成、
③署名・自治体決議運動などによって世論形成を重視します。

また、住民アンケート、懇談会、政策提言などにとりくみ、患者・住民と連携した自治体交渉、県民集会などを実施します。

